

東日本大震災に対応する第三次緊急提言のための審議資料

平成23年4月5日

日本学術会議社会学委員会

- 1 被災者を守り、支援すること。被災地域のコミュニティを尊重すること。
 - (1) 被災者と被災地域の詳細で、継時的なデータベースを策定すること。
 - (2) 避難が、様々な形態（一時避難所、親族への引き取り、移住、町村ごと、部落ごと、個人単位、）で行われるため、各基礎自治体は、インターネット上での行政機関を確立すること。
 - (3) 被災地の不明者捜査、復旧作業にあたっては、地域の社会的記録、文化財、地域住民の生活記録（アルバム、証書など）を出来るだけ保存し、また修復できるように、都道府県レベル、国レベルで支援すること。
 - (4) 現地で仕事を失った人、新規採用を取り消された人などを中心に、復興委員会（復興院）が直接雇用し、マッチングと職業訓練によるマンパワーの育成を行うこと。
 - (5) 障害者や高齢者等、「震災弱者」化しやすい人々の安否確認、物資提供、生活支援をすること。
 - (6) 一律平等主義は「震災弱者」にとって結果の悪平等になりがちなため、例外的判断と措置の余地を残すこと。
 - (7) 被災者のニーズは時間の経過によって変化するため、物資支援やボランティアに向けた情報を提供すること。
 - (8) ボランティアの受け入れ態勢や多様な支援者の存在によって、多様なニーズが出されるため、そのようなニーズに対応力を持つこと。
 - (9) 小規模避難所、自主的避難所、自宅避難者等、報道・支援の死角になりがちな被災者に支援すること。
 - (10) デマ、チェーンメールの対策のため、公的機関が明確な情報を提供し、一元的な問い合わせ窓口を設置すること。
 - (11) 支援者の二次受傷への配慮し、スーパーバイザーを確保するなど、「ケアする人のケア」をすること。
 - (12) 現地主義を原則として、現地の災害対策本部をバックアップする体制を確立すること。

- (13) 高齢者対応、高齢者世帯あるいは高齢者単身世帯などを考慮した対策を充実すること。
- (14) 緊急対応から復興に関して、地方自治体間での継続的な連携関係を確立すること。
- (15) 政府の現地対策本部を、省庁を横断する形で設置し、一定の予算をつけ、救援から復興までを担当すること。
- (16) 救援、とくに避難場所におけるコミュニティを尊重すること。
- (17) 救援も、復興も、両過程においてプロセス管理をすること。

2 包括支援センターの設立と被災者の参画による被災地の復興

- (1) 特に、復興の長期化が予想される中、仮設住宅を被災者の家族数まで早急に設営すること。
- (2) 復興過程においては、仮設住宅の居住、最終的な復興住宅への入居において、もともとのコミュニティやそのなかでの社会関係を尊重すること
- (3) 2次災害を防ぐためにも、ハード面での復興のみならず、ボランティア団体と連携するなど精神面でのサポートを必ず考え、なるべく被災者が孤立しないように、生活圏の近くに仮設住宅の計画をたてること。
- (4) 仮設住宅が集まる場に、フードコート方式の（仮設）包括支援センターを建設する。全国から送られてきた物資を提供する衣料コーナー、食糧を提供するフードコーナーに加えて、診療所や薬局、宅配所・郵便局、新聞・テレビの閲覧所など、包括的な生活支援が可能なセンターを設けること。
- (5) 子ども・若者の力を認め、それを成長につなげていくために、被災地での学校や若者支援を緊急に再開すること。
- (6) 非常事態にあつては、地域コミュニティが大きな役割を果たすことはいうまでもない。どのような社会資本がどのように機能したか、あるいは今後の復興に向けて有効に機能するかを、調査すること。
- (7) 世界からの支援に対して日本政府が世界へ向けてのメッセージを出すこと。
- (8) 震災被害者に対する体系的、包括的な実態調査と生活再建支援政策を樹立すること。
- (9) 阪神淡路大震災の教訓を生かして、生活再建、地区・地域再建のための支援を積極的に推進する財政措置や、再分配制度を導入すること。

- (10) 震災からの復興政策のためには、財源が必要になるが、所得税の累進課税の強化など負担の公平性に配慮すること。
 - (11) 被災地で自治体組織が解体しているところでは、他の自治体から職員を増強すること。
 - (11)-2 同様の支援要員の確保として、就職難に悩む新卒、あるいは、それに準ずる若い世代を対象にして、「震災地支援特別公務員」を国の予算で雇用し、各自治体に派遣すること。
 - (11)-3 阪神大震災の復興過程で多くの経験を積んだ、関西圏の現役あるいはOBの自治体職員を、被災地自治体で貢献できるように、出向あるいは特別雇用をすること。
 - (12) 復興基本法において被災者の生活再建の内実に即した「復興」の位置づけをすること。
 - (13) 国勢調査ベースの悉皆被災者調査を実施すること。
 - (14) ボランティアやNPOなど支援者に対して support but no control。の原則でバックアップすること。
 - (15) 「自立＝支え合い」。当事者の地域での自立を支援する関連機関のネットワークを確立すること。
 - (16) 津波の被災地の復興について現地復興か、集落・市街地移転か、の選択は、都市計画を、住民が参画しておこなうこと。
 - (17) 津波遡上地域の社会的脆弱性を考慮して復興計画を策定すること。
- 3 福島原発事故の避難者の生活を守り、犠牲の拡大を防止すること。
- (1) 疲弊した被災者を本来の日常生活の状態に近づけたため。依然としてハイリスクな状態にある原発事故地域から安全が確保できる場に、自主退避ではなく公的支援で速やかに移住を支援し、緊急に対応をとること。
 - (2) 原子力発電の脆弱性問題と、福島原発事故による日本のみならず世界規模での放射能汚染の問題に対して、日本は、責任ある情報発信を行うこと。
 - (3) 世界の専門家組織、草の根団体などと、情報共有し、国境を超えた協力体制をつくること。
 - (4) 放射能汚染に関する基準について、学術的に科学的根拠を明らかにすること。

- (5) こうした事態に対して、国家や電力会社が、どのように保障するのか、基本的な考え方を緊急に示すこと。
 - (6) 原子力の推進・規制の機関とは明確に独立した第三者機関を設置し、事故の検証をすること。
 - (7) 原発災害の作業員自身が、避難者であることもあり、彼らに対しても、避難者として等しく保護すること。
- 4 エネルギー政策を見直し、原子力発電の役割を再検討すること。
- (1) エネルギー政策についての抜本的な検討が不可欠であるが、同時に都市の生活様式や消費の有り様についての再考も求められている。労働時間の短縮やワークライフバランスにも考慮すること。
 - (2) 電力の復興には相当な時間を要することが予想されるが、この機会を最大限有効に生かして、省電力消費社会・省エネ社会への移行を図ること。
 - (3) 原発事故の問題の究明は、多角的になされるべきである。政府による説明とともに、研究機関やNGOによる説明も必要である。
 - (4) 政府は民間の研究機関やNGOがこの主題について調査研究できるように、情報公開の徹底と、さまざまな便宜提供という支援をすべきである。
 - (5) 今後の停電、計画停電は、高齢者、病人、乳幼児などの弱者に、夏季と冬季に回避する方法を考えること。
 - (6) 休日の交代による工場やオフィスの操業の平準化、西日本の電力の東日本への融通転換能力の向上、北海道から本州への送電能力の向上などを検討すること。
 - (7) 原子力総合防災訓練に関して、被災想定が多様性を考慮して実施すること
 - (7)-2 原子力総合防災訓練に関して、被曝・避難の関連主体を盛り込んだマルチステークホルダー参画型にし、地域防災力（resilience）の底上げをはかること。
 - (8) 国民的な原発推進・中止の議論において、国民は決して「受益者」だけではない、自らの電力の使い方、コストの負担などを含めて、ステイク・ホルダーとして議論にかかわるやり方を導入すること。

以上